

2つの憲法の世界観

法政大学名誉教授

憲法を読みましょう

- ・ 憲法は、その時代が理想とする「社会像」を表現しています。

現行憲法は、「個人」「人権」とその「普遍的価値」つまり世界的、地球的价值を明確に述べ、人間がめざすべき未来を示しています。

- ・ 自民党憲法改正草案（自民党のHPで公開しています）と比べてみてください。自民党の社会像がそこに浮かび上がってきます。それは、天皇を元首として国民の上にいただき、国民は個人ではなく「人」であり、国の単位は「家族」であり、憲法の存在理由は「子孫を残す」ことです。

現行憲法前文

(前略)

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。(略)われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、(後略)

自民党憲法前文

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、**国民統合の象徴**である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。（中略）

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、**和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合**って国家を形成する。

我々は、自由と規律を重んじ、**美しい国土**と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある**経済活動**を通じて国を成長させる。

日本国民は、良き伝統と我々の**国家を末永く子孫に継承**するため、ここに、この憲法を制定する。

現行憲法

第一条 天皇は、日本国の**象徴**であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

自民党案

第一条 天皇は、日本国の**元首**であり、**日本国及び**日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

大日本帝国憲法

第一章 第四条 天皇ハ八国ノ**元首**ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

現行憲法

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、**永久にこれを放棄する。**

② 前項の目的を達するため、**陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。**

自民党案

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては**用いない**（「永久にこれを放棄する」を削除）。

2 **前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。**

（国防軍）

第九条の二

1 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする**国防軍を保持する**。（この後2-5まで国防軍の記述が続く）

第九条の三 **国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。**

現行憲法

第十三条　すべて国民は、**個人**として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉**に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

自民党案

第十三条　全て国民は、**人**として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公益及び公の秩序**に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

臣民（帝国憲法）→個人（現行憲法）→人（改正草案）

現行憲法が大切にしていること

- 1、基本的人権：天賦のものであり、あらゆる「**個人**」に与えられている永久の権利である。
- 2、自由および権利を保持するためには「**不断の努力**」が要る。
- 3、法の下に**平等**であり差別されない。
生命、自由、幸福追求の権利を尊重しなければならない。
- 4、思想、良心、信教の自由（**個人の自由**）は侵してはならない。
- 5、「**表現の自由**」と「**学問の自由**」は保障する。

〔基本的人権〕

現行憲法

第十一条 国民は、すべての基本的人権の**享有を妨げられない**。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、**現在及び将来の国民に与えられる**。

自民党案

第十一条 国民は、全ての基本的人権を**享有する**。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。

→ 「**天賦人権説**」の否定

〔思想及び良心の自由〕

現行憲法

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

自民党案

思想及び良心の自由は、保障する。→ 「天賦人権説」の否定

天賦人權説

人は生まれながらにして自由平等であり、幸福を追求する権利等の基本的人権を、国家以前の権利として有するという説。明治の初期、加藤弘之、植木枝盛等の啓蒙思想家や自由民権思想家が、立憲制の導入等を主張するに当たって、その理論的基礎として援用した。natural rights（自然権）の訳語。→自民党は「西欧の天賦人權説」として否定しているが、日本の思想の一部であった。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

現行憲法

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に**公共の福祉のために**これを利用する責任を負ふ。

自民党案

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、**自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。**

現行憲法

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

自民党案

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。

2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

現行憲法

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

自民党案

1 は同じ

2 国は、**国民生活**のあらゆる側面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第25条の3（在外国民の保護）

国は、国外において緊急事態が生じたときは、在外国民の保護に努めなければならない。

現行憲法

第二十六条

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

自民党案

- 1、2 はほぼ同じ
- 3 国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。

現行憲法

〔基本的人権の由来特質〕

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

自民党憲法改正草案

上記全文削除

第九十八条（緊急事態の宣言）

- 1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。
- 2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。
- 4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

第九十九条（緊急事態の宣言の効果）

- 1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。
- 2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。
- 3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。
- 4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

現行憲法

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

自民党憲法改正草案

第一百二条

- 1 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。
- 2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。

4項目の「条文イメージ」 2018.3.26

- **自衛隊**、緊急事態、合区解消・地方公共団体、教育充実

第九条 現行のまま

追加

第九条の二 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

「改正」

現行憲法

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

自民党憲法改正草案

第百条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。

- 憲法9条と自衛隊の存在はそもそも矛盾しています。論理的整合性もありませんし、あいまいです。だからこそ、私たちは「個別的自衛権」と「集団的自衛権」について常に考え、議論し、自衛隊の海外派遣を懸念し、憲法問題に敏感になるのです。いったん憲法9条を現実に整合させてしまったら、もう考えなくなります。そうやって憲法や法律は、「考える手間を省くためのもの」に成り下がるのです。
- 現実を憲法9条に整合させようとしても、ぴったり収まることは永遠にありえません。絶えずその距離を縮める思考と努力が必要になります。これこそが、憲法9条の存在理由なのです。つまりその憲法をもつ国民は、いつも軍事力について悩み、議論し、現実と理想の乖離に心地悪い思いをもつのです。そのことの意味は深い、と思います。
- 国家とは、壊れやすい、変わりやすい、あいまいな箱です。その国家をあたかも確固たるもののようには扱って死守しようとするのではなく、壊れやすいあいまいなものであることを前提に、私たちは国家や自衛隊と向き合い続け、なぜ人は戦うのかを考え続ける必要があるのではないのでしょうか。いま必要なのは、不整合に耐える力です。9条を守り、戦争を回避する努力をし続けることです。

身分と家→天皇の臣民→個人→人？

- 江戸時代は、家の所属する身分と職業が切り離せない「身分制社会」だった。
- その中で、「家でない場所」（連、会、社など）が作られ、そこで複数のわたし（アバター）が才能を発揮し、江戸文化が創造された。しかし表現の自由は限られていた。
- 明治政府は人々を「天皇の臣民」とした
- 戦後日本は、「個人」の人権に基づく「自由」を生き抜く時代となった。
- 自民党憲法改正草案は、「個人」を顔のない「人」にしようとしている。

憲法二十四条にも注目

現行憲法第二十四条

婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

自民党憲法改正草案第二十四条

家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は互いに助け合わなければならない。

2 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

「家族」の固定観念

- ・ 1872（明治5） 「壬申戸籍」によって身分制度を担ってきた姓と氏は解消され「苗字」となった。目的は徴兵履歴の把握。
- ・ このときはまだ夫婦は別姓。
- ・ 「戸主」という考えを導入し、それを「家父長」と位置づけて戸籍を作る。女性は父である家父長から、夫という家父長に移動するのであって、家父長制度そのものはゆるがない。例外的に女性の戸主もいて婿を取ることもあったが、家父長制度は堅固となった。
- ・ 戸主権は、家族の居住を指定する権限や離籍の権限、復籍を拒絶する権限などをもつ絶大なものだった。

選択的夫婦別姓制度について

- ・ 1898（明治31）歴史上、ずっと「夫婦別姓」であった日本がドイツを見習い、初めて「夫婦同姓」となる。

- ・ 1996年 法制審議会の答申の中で、選択的夫婦別氏制度の導入が提言される。→いまだに実現されていない。

なぜだろうか？

**江戸時代における
戦争の回避と
「個人」の創造**

江戸時代とは

- 1、1560年代に完成したグローバリゼーションに、**独自に対応**した時代。
- 2、約270年間、内戦も国外との**戦争も回避**した時代。
- 3、循環システムの整備により、**持続可能社会**を作り上げた時代。
- 4、周辺諸国との外交関係、ヨーロッパとの通商関係を樹立し、世界中の情報を得ることで、輸入依存から国産技術へ転換し、大量の職人を輩出し、**「ものづくり日本」**を創造した時代。

ラス・カサス『インディアスの破壊についての簡潔な報告』
に記述された、鉱山労働に酷使されるインディオ（ド・ブライ画）



東葉城壁面の模写に見える秀吉の軍隊（銃に注目）



朝鮮通信使行列における正使



朝鮮通信使人物図

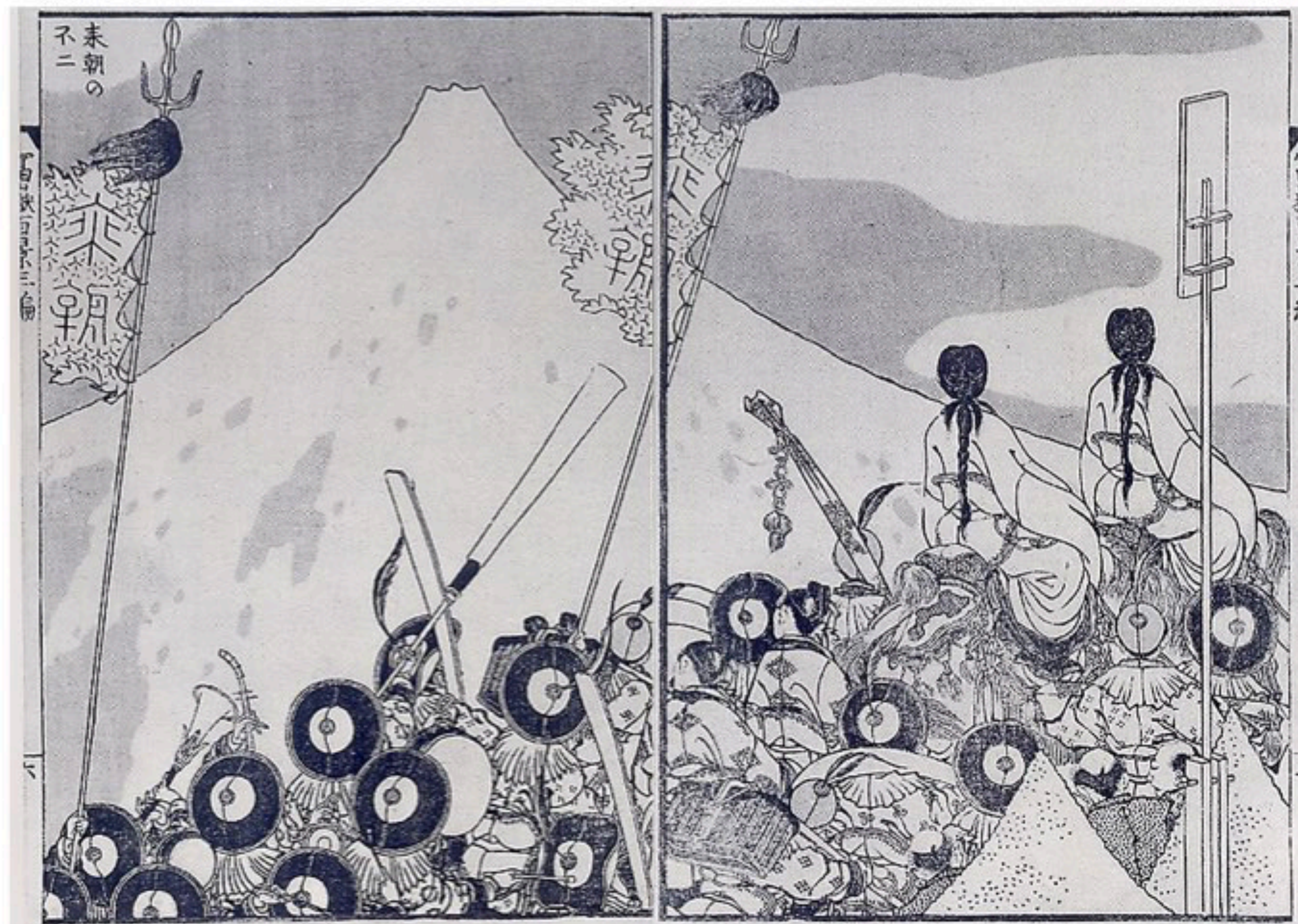
(東京国立博物館蔵)



朝鮮通信使人物図
(東京国立博物館蔵)



北斎『富嶽百景・来朝の不二』



その後の日韓関係

1894-95 日清戦争

1904-05 日露戦争

1910 日韓併合

1945 日本の敗戦によって独立

1948 済州島四・三蜂起。5月南朝鮮独自選挙。
8月大韓民国成立。

1950～ 朝鮮戦争

琉球人来朝之图

(国立国会図書館蔵)



琉球人来朝之図



国立国会図書館所蔵

『江戸百夢』田中優子著、筑摩書房/朝日新聞社より

琉球使節までの経緯

1609年、薩摩藩が約1000人の兵と約730丁の銃で琉球に侵略。

1634年 琉球が薩摩を通じて使節を送るように求められる。

1850年までに18回の使節を日本に送る。この後、薩摩藩は幕府を後ろ盾にして琉球の人事、税金、貿易の管理、外交への発言権を握り、琉球には兵農分離、石高制が適応されるようになる。

その後の沖縄

1854 琉米修交条約（日米修好条約は1858年）

1872 9月琉球処分（廃藩置県）で琉球藩となる

1874 藩から県への変更が清の強い抗議に会ったため、
台湾で殺された琉球人漂流民の報復を理由に台湾出兵を行う。

1879 3月27日、琉球処分官・松田道之、300名の兵士と160余名の警官を率いて琉球に入る。尚泰（しょうたい）王は首里城を明け渡し、沖縄県が成立。
琉球はその歴史を閉じた。

1937 国民精神総動員運動のもと、方言が厳しく禁止される

1945 3月、沖縄戦。20万人死亡。

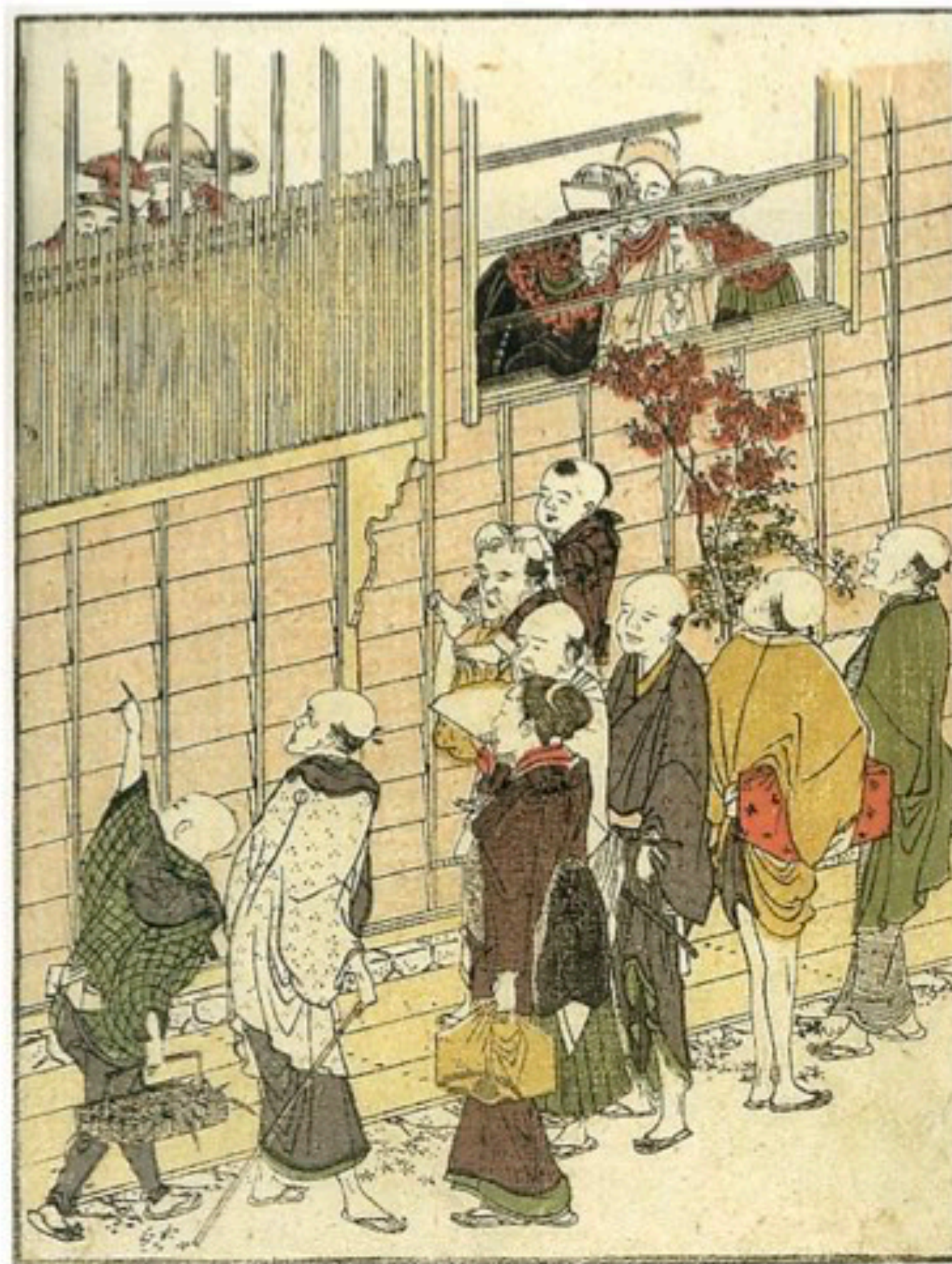
1952 4月28日、米国統治下に入る。

1972 5月15日、再び日本、沖縄県となる。法政大学沖縄文化研究所設立。

海外渡航の禁止と新たな貿易体制

- 1633 奉書船以外の海外渡航を禁ずる
在外5年以上の日本人の帰国を禁ずる
- 1635. 日本人の海外渡航・帰国を禁ずる
外国船入港を長崎に限る
参勤交代制度を定める
- 1637. 天草島原一揆が起こる
- 1639. ポルトガル人の居住と来航を禁ずる
- 1641 平戸のオランダ商館を出島に移し、「オランダ風説書」=海
外情報が毎年提出される。

北斎『画本東都遊』に見える長崎屋



1560年代に完成したグローバリゼーションに独自に対応し、
輸入依存から国産技術へ転換して大量の職人を輩出し、「ものづくり日本」を創造した。

具体的には

- ・ アジアの技術を学んで国産化した：繊維産業、農業、陶磁器、薬学
- ・ アジアとヨーロッパの機器類を導入し独自に変化させ作り上げた：時計、鉄砲、レンズ製品、活字印刷
- ・ 国産化にあたっては、精密な観察に基づく産物記録を残し、日本独自の本草学（博物学）を発展させた。
- ・ 精密な観察と解剖に基づく医学も発展した。

職人の活躍と国内経済

- 江戸時代は、中国、インドからの輸入量を少なくした。
- オランダ東インド会社経由でヨーロッパからの情報やものが入った。
- 国内で技術革新を進め、食糧だけでなく、布や紙を含めた生産力と技術力が飛躍的に向上した。
- それらが、列島周辺を動く大型船舶によって各地に運ばれた。

1723年 西川祐信『百人女郎品定』に見える綿くり



一七六八頃 鈴木春信

「風俗四季歌仙・水無月」

(慶応大学図書館蔵)



歌川国貞 「詠織当世島金花糖」
(静嘉堂文库蔵)



一八四五〜四六 歌川国貞

「詠織当世島吊り舟」

(静嘉堂文庫蔵)



徳川家所蔵のインド古渡り更紗
(一七世紀)



「鍋島更紗見本帖」の内
佐賀県立博物館所蔵



鳥居清長「吾妻橋下の涼船」部分
(東京国立博物館)



梅樹に春の七草模様小袖

(文化学園服飾博物館)



山桜に鴛鴦模様小袖

(文化学園服飾博物館)



帆船鶴模様振袖

(女子美大美術館)



御簾に草花蝶文様打掛

(文化学園服飾博物館所蔵)

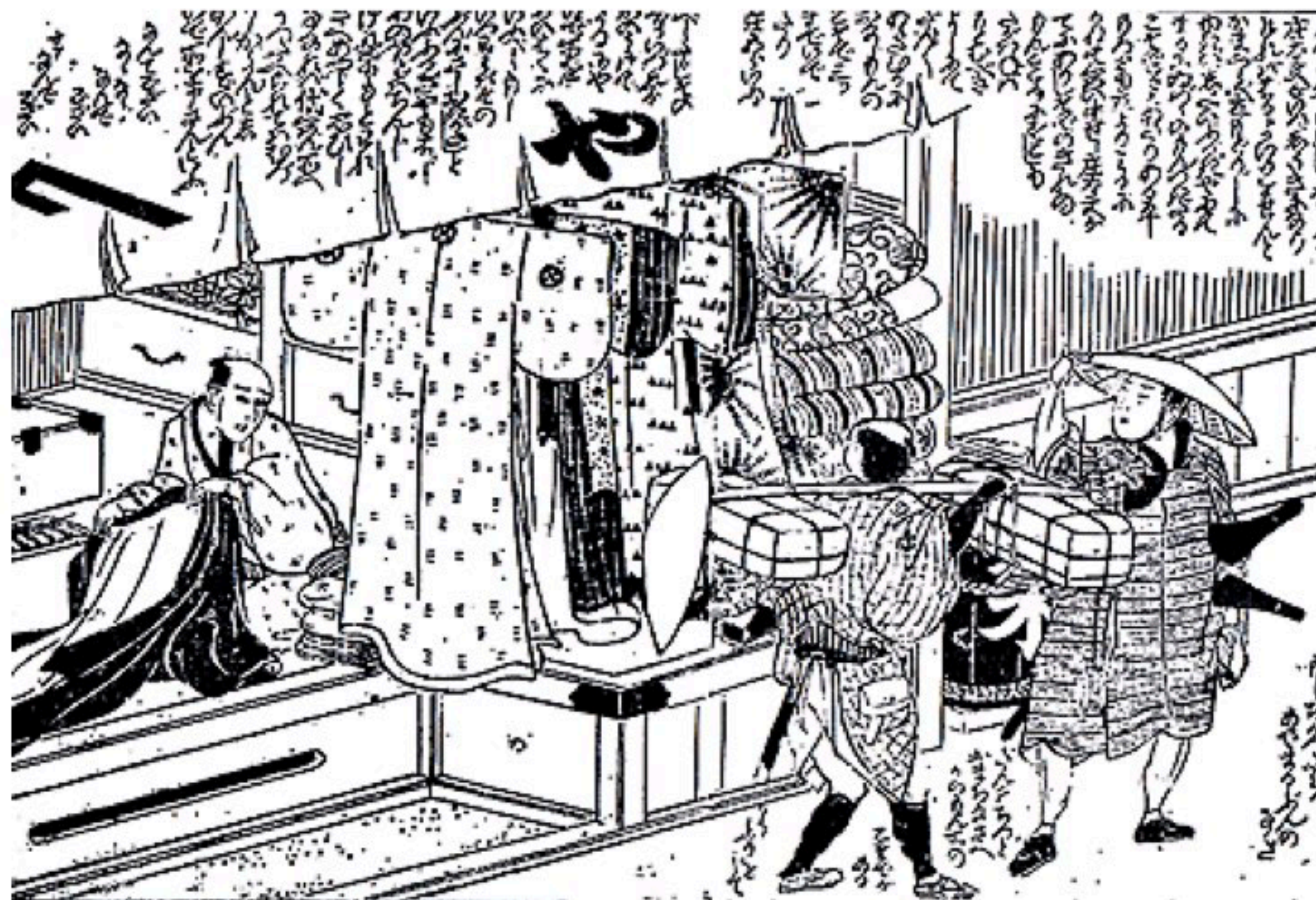


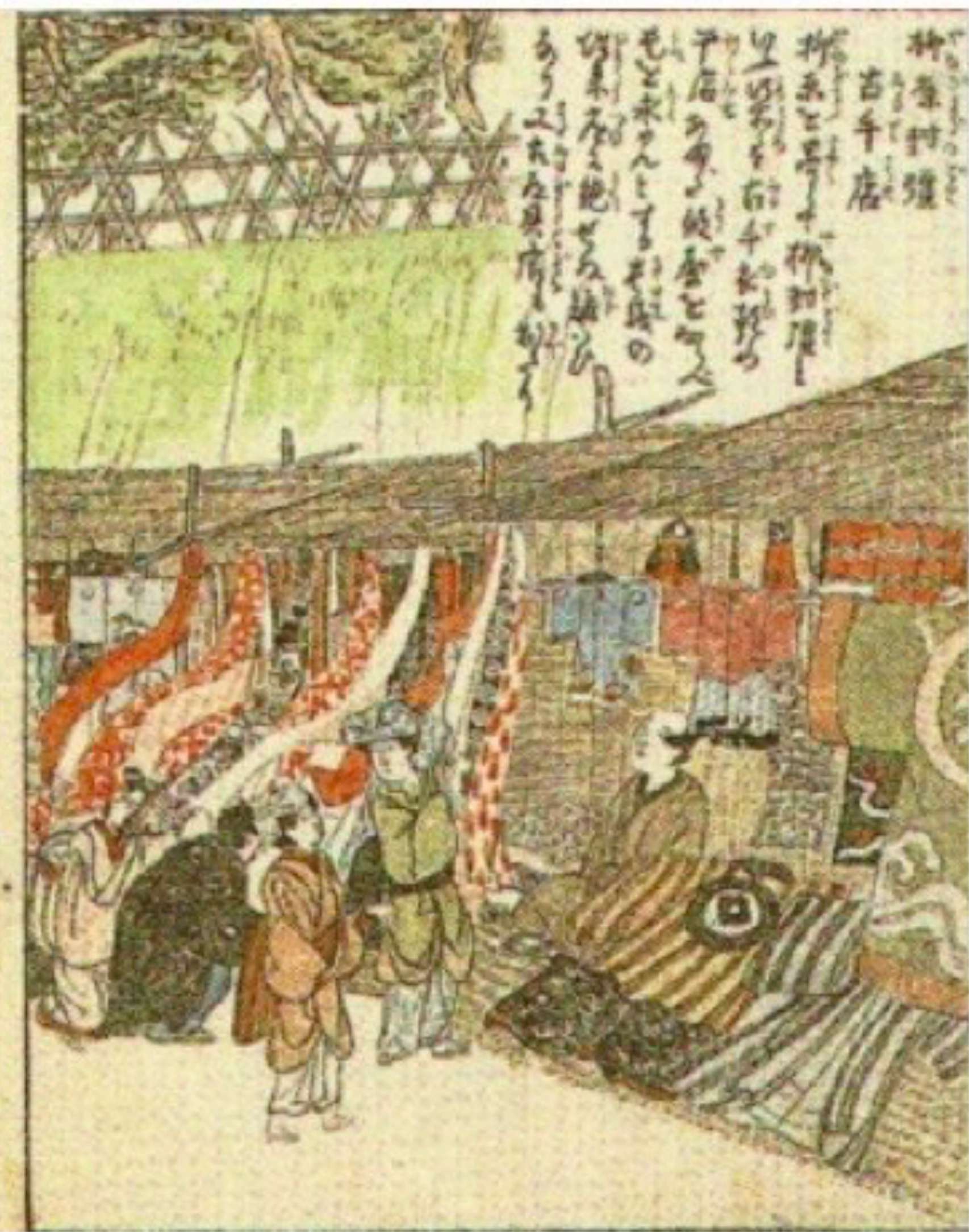
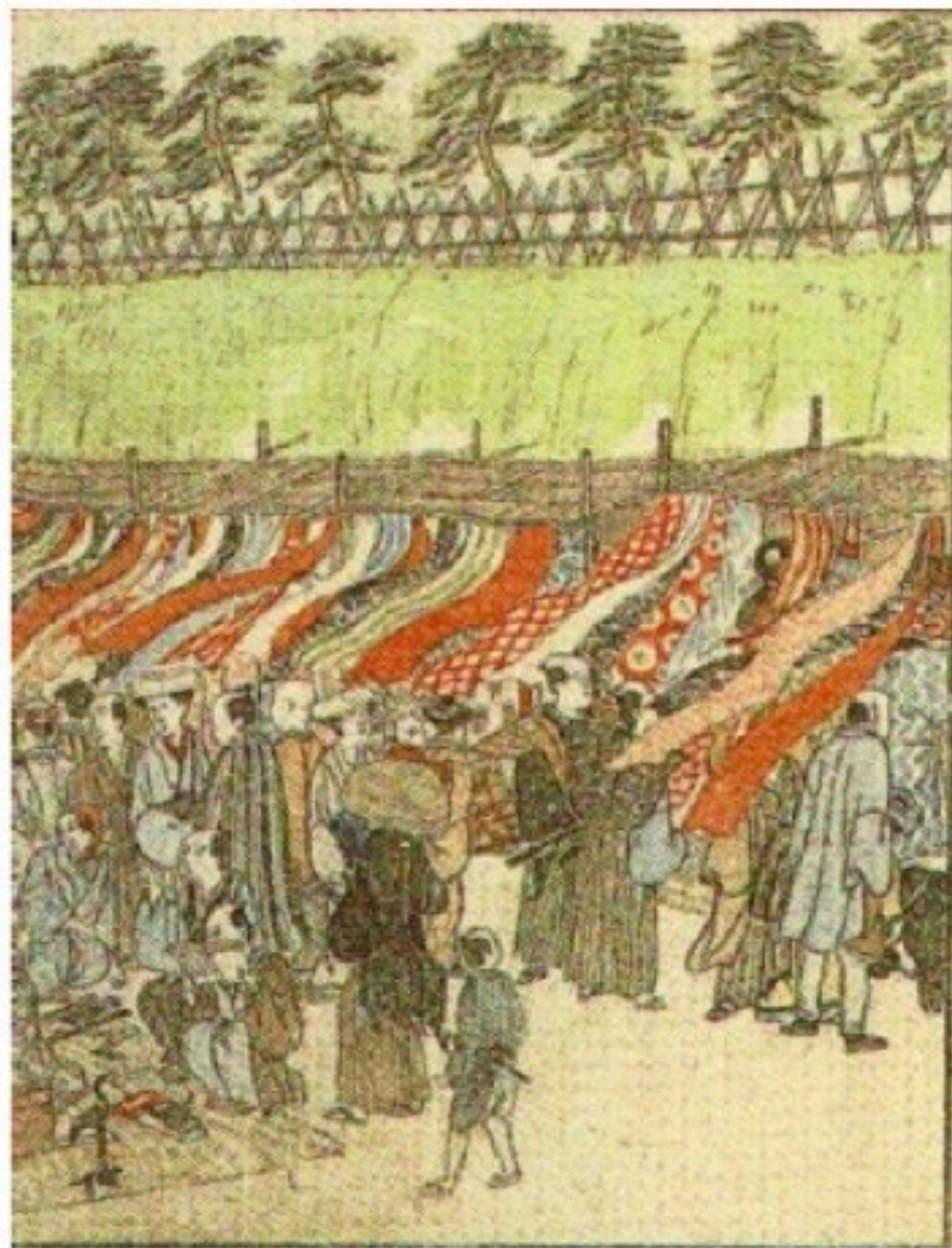
着物が消えるまで

呉服屋→洗い張り（繰り返し）→古着屋
→洗い張り（繰り返し）→仕立て直し→古着
→染め直し→洗い張り（繰り返し）→ふとん皮
→風呂敷→袋物→壊れ物のクッション→灰
→畑

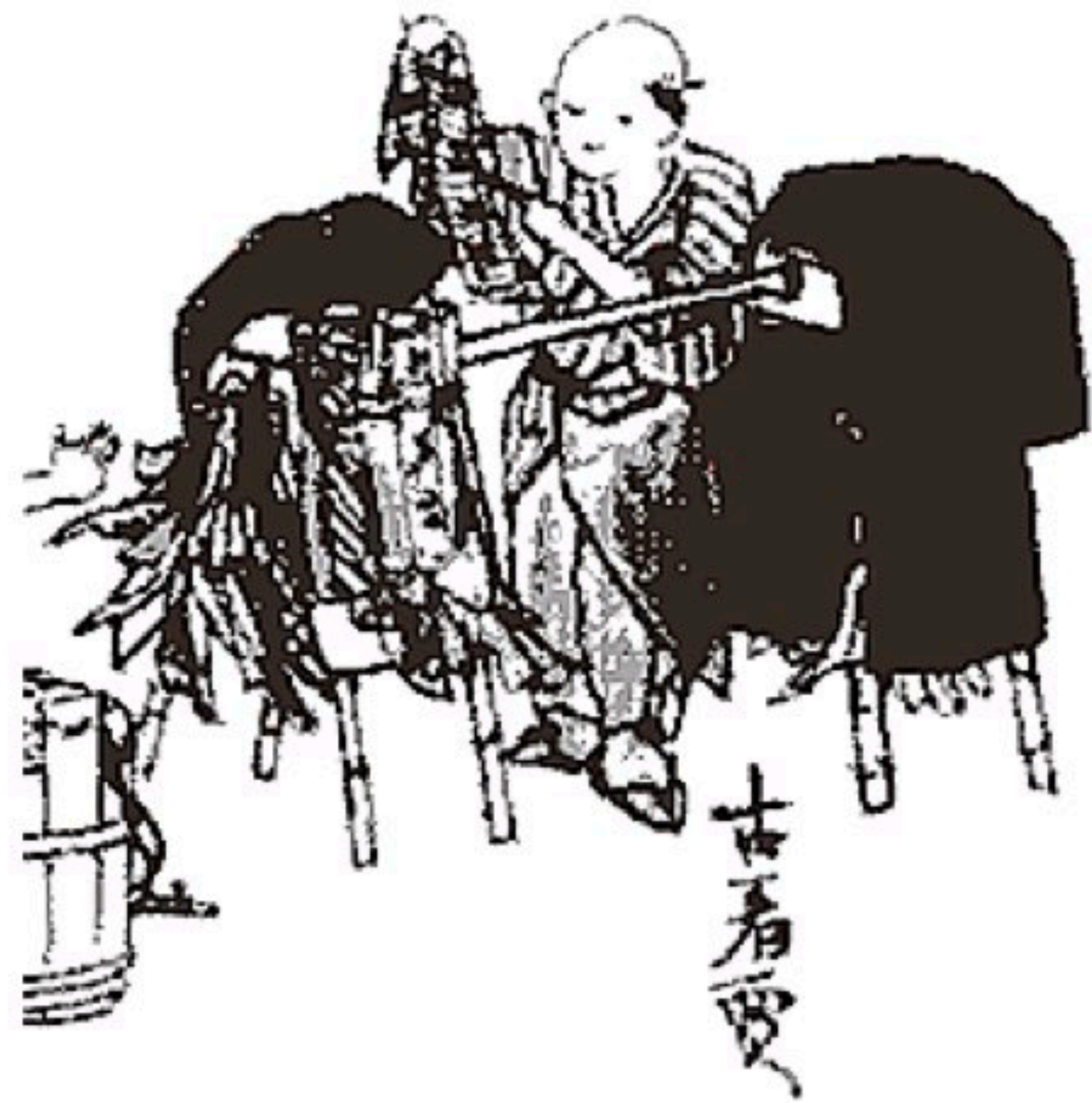
- 洗い張り、裁縫、機織り、つづれ縫い

1805刊 歌川豊広『龍田山女白浪』に見える古着屋





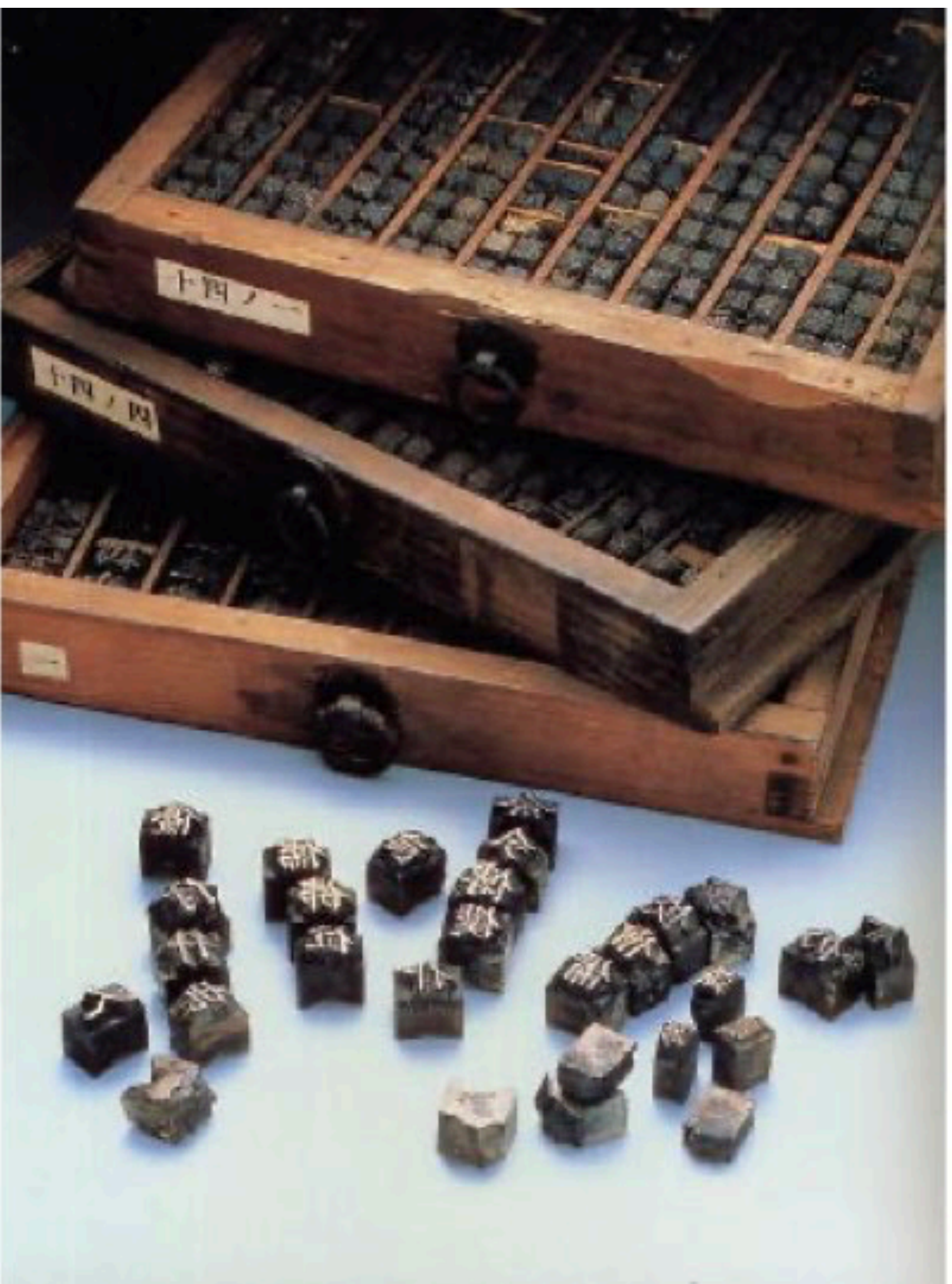
竹馬古着屋（『守貞謾稿』）



活字の導入によって出版を開始
→ 版木への転換で出版隆盛

教科書を印刷して、教育立国へ

7) 駿河版銅活字 (160)



慶長勅版・木活字本『勸学文』(1597)

勸学文

真宗皇帝勸学

富家不用買良田

書中自有千鍾粟

安居不用架高堂

書中自有黃金屋

出門莫恨無人隨

書中車馬多如簇

娶妻莫恨無良媒

書中有女顏如玉

男兒欲遂平生志

六經勤向窓前讀

仁宗皇帝勸学

爲爾惜居諸 恩義有相奪 作詩勸躊躇

命工每一梓鏤一字摹布之一版印之
此法出朝鮮甚無不便因茲摸寫此書

慶長二年八月下澣

絵本『唐詩選』



唐詩選
 卷之四
 秋夜思
 李白
 床前明月光
 疑是地上霜
 舉頭望明月
 低頭思故鄉
 借問何處月
 何處有秋光
 但使願無違
 寧知秋意長



唐詩選
 卷之四
 山行
 杜牧
 遠上寒山石徑斜
 白雲生處有人家
 停車坐愛楓林晚
 霜葉紅於二月花

1818年 渡辺華山『一掃百態・寺子屋』

(愛知・田原町蔵)



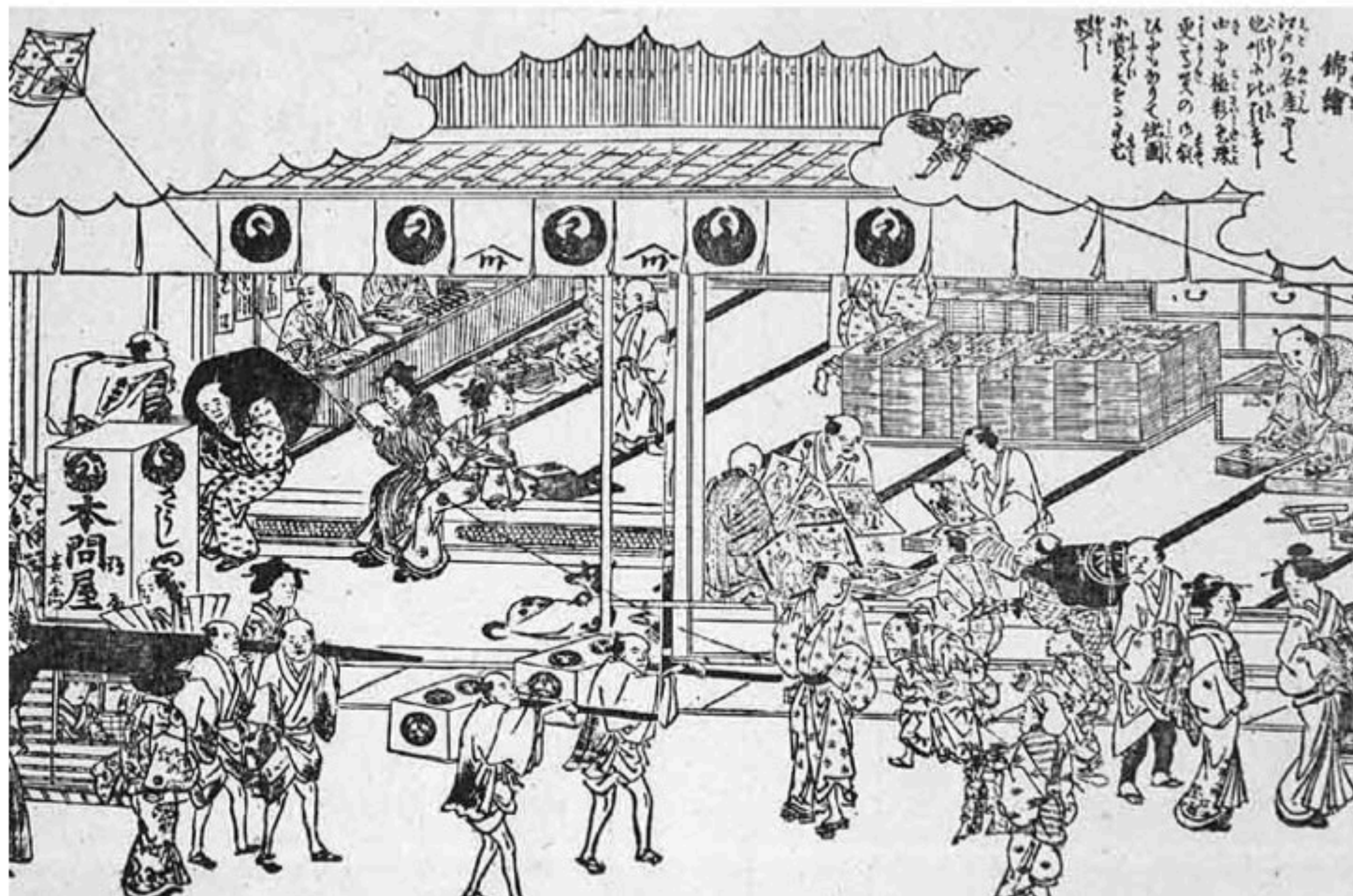
一八四四〜四七年
一寸子花里『文学ばんだいの宝』
に見える手習所
(くもん子供研究所蔵)



上野広小路・魚栄



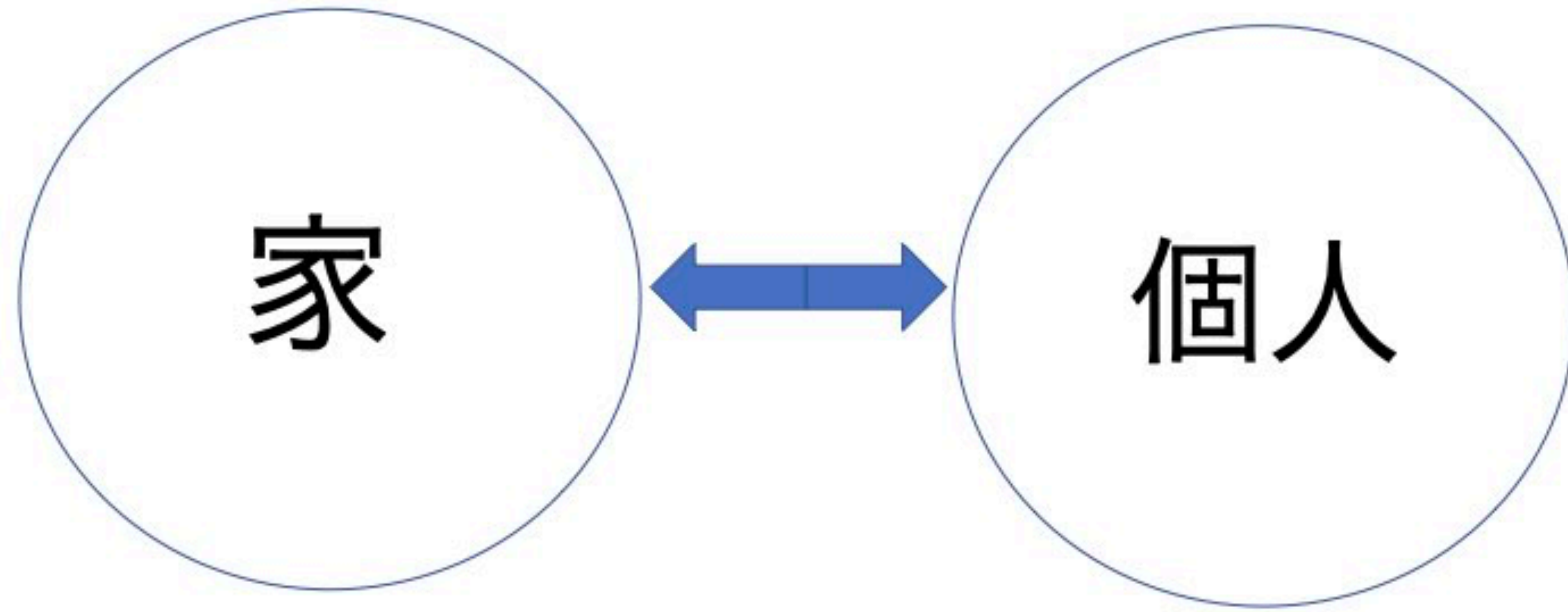
通油町・鶴屋喜右衛門



紙屑買（『守貞謾稿』）








ではなかった



家



家で
ない
もの

家

幕府：徳川家

藩：各大名家

約270藩

武家

商家

農家

家元

家でないもの

連

社

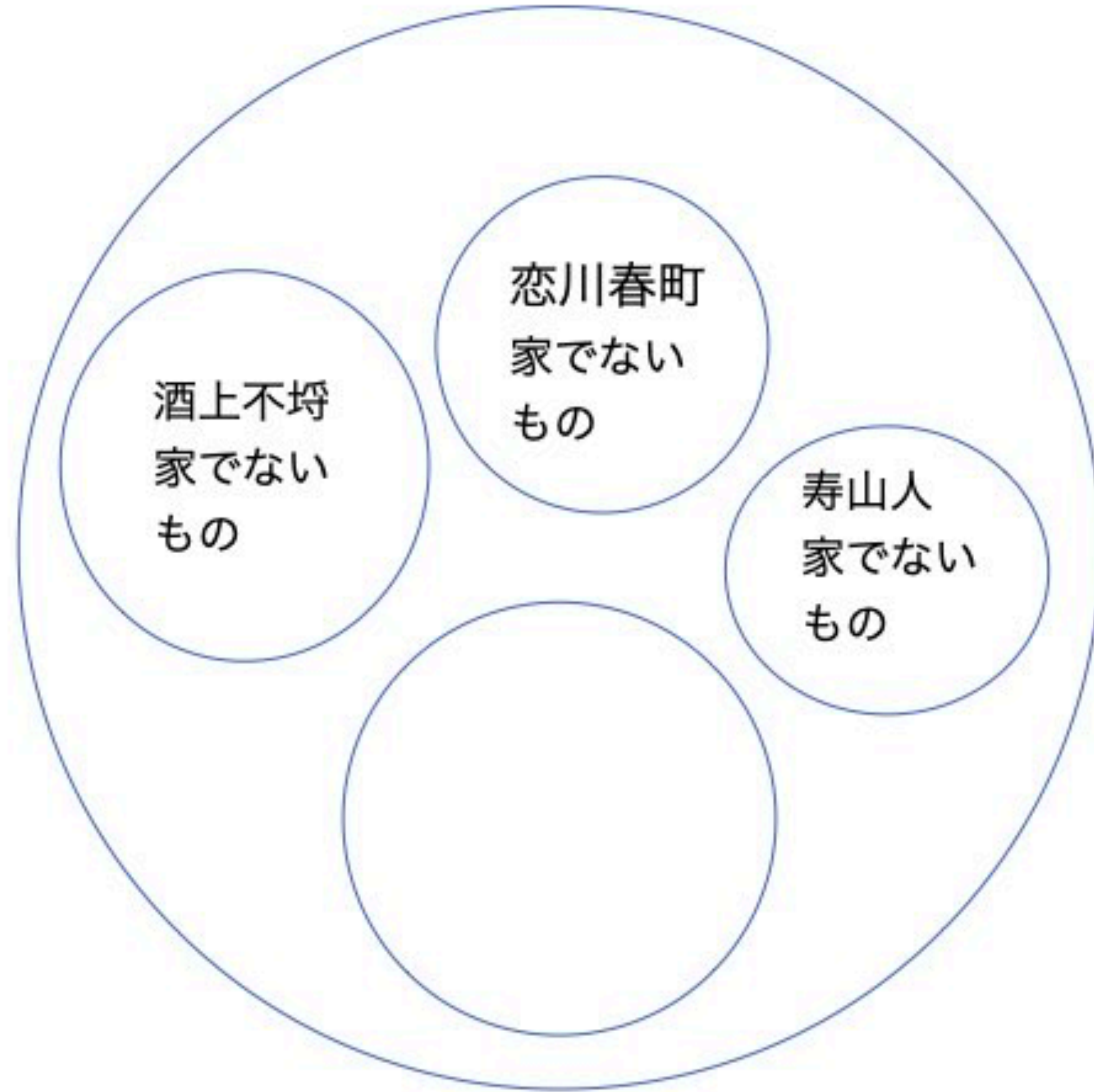
会

組

座

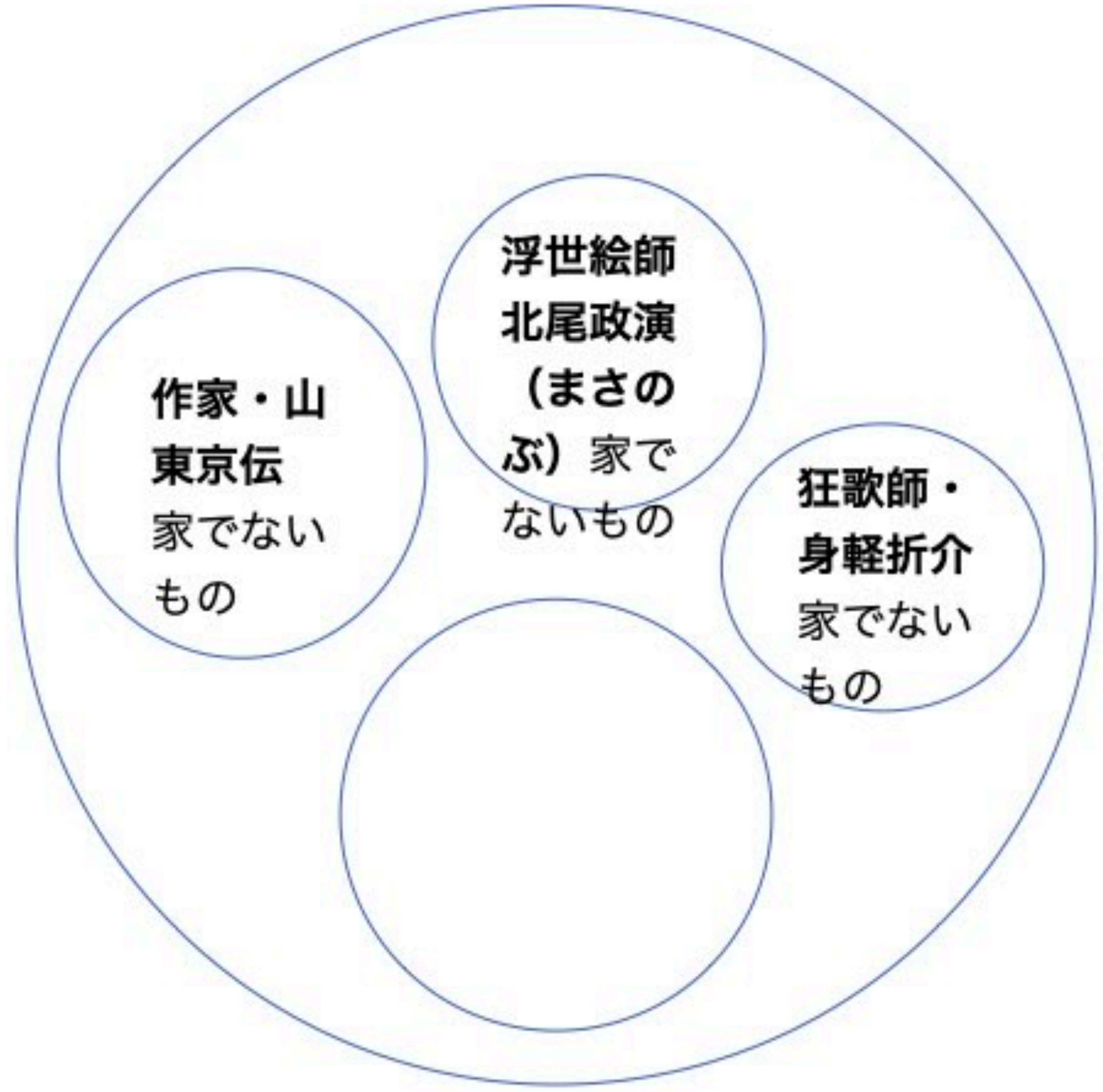
結

衆



1786刊『吾妻曲狂歌文庫』





山東京伝見世



『手拭合』 鴨鞭蔭（かものむちかげ）
の作った艶次郎キヤラクター



『江戸とアバター』より

- ・複数の「アバター」がつくるマルチな多様性の世界は、自分の脳のなかにもあれば、自分の外の社会にもある。（池上英子）
- ・江戸は、「ユニバース」（ひとつの宇宙）というより「マルチ・バース」（多元的宇宙）的社会。そのマルチ・バースの世界をさまざまな「アバター」を切り替えながら人びとは生きていた。（池上英子）

→人はいかなる環境のもとでも、様々な方法で個を活かそうとしてきた。